

よっちゃばれサロン助成金事業交付要綱

【趣旨】

第1条 より良い地域づくりに向けた、住民活動を支援するため、市内で活動する団体、若しくは活動を始めようとする団体経費の一部を助成する。

特に、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が集える場として、自治会の公民館などで地域住民同士による様々な活動を自主的に企画、運営し生きがいづくりや集いの場など健康増進を図ることを目的としている。

【対象団体】

第2条 本事業は「集いの場を運営する団体」を対象とする。本事業における「集いの場を運営する団体」とは次に掲げる要件をすべて満たす団体をいう。団体の会員数が5人以上であり、会員すべてが中央市内在住であること

(1) 毎月1回、1時間以上の活動を行えること

※原則毎月1回以上の活動が困難な場合は月を問わず年度内に12回以上活動する予定であること

(2) 活動回数のうち、3分の2以上は中央市内で活動すること

(3) 活動実績等の報告書や写真の記録ができること

(4) 代表者を必ず3名選出することが可能であること

(5) 新規参加希望者を受け付けること

※但し、自治会主体の活動等、参加者を限定している場合は要相談

【対象内容】

第3条 「集いの場を運営する団体」の対象となる活動は次の通り。

具体的な活動例は別表2を参照。

(1) 居場所づくりの活動

(2) 子ども達を交えた、多世代間交流の活動

(3) ボランティアを目的とする活動

(4) 創作活動や趣味の活動

(5) 外部講師による各種講座や勉強会

(6) 住民同士のつながりを深め、地域の発展に寄与する活動

【対象外団体】

第4条 下記に該当する団体は本事業の対象外とする。

(1) 中央市、中央市社会福祉協議会より補助金・助成金、またはそれに類する支援を受けている団体

- (2) 法人格を有する団体、政治活動や宗教活動、営利活動を目的とした団体
- (3) 親族（3親等まで）のみで構成された団体
- (4) 月謝等を徴収し、教室として運営している団体
- (5) 不正利用が発覚した団体

【助成金額】

第5条 助成金を受けようとする団体は、年度ごとに申請する。助成金は、年に一回の交付とし団体名義の指定口座へ入金とする。この助成金額は、年度によって異なり、申請時の会員数で上限が決定する。なお、申請状況により金額は変動するものとする。

団体人数	金額目安
5～10人	10,000円
11～15人	15,000円～20,000円
16人～	20,000円～25,000円

【対象経費】

第6条 この事業の対象となる経費は、別表1に掲げる経費とする。

【禁止事項】

第7条 下記の事項を禁止とする。下記の事項が確認された場合、助成金の返還を求める。

- (1) 酒類の購入
- (2) 私的使用 ※私的な購入品と領収証を同一にすること
- (3) 使途不明金を出すこと
- (4) 対象経費の支払いにクレジットカードを使用すること
- (5) 対象経費の支払いにポイントカードを使用すること
- (6) 対象経費の支払いにおいて発行されたレシート（または領収書）を意図的に切除すること
- (7) その他、禁止事項を隠蔽する行為

【申請方法】

第8条 本事業を申請する団体は、次の書類を全て添付し期日までに提出しなければならない。また、提出された書類に不備がある場合は受付できない。

- (1) よっちゃばれサロン助成金事業申請チェックシート
- (2) よっちゃばれサロン助成金事業交付申請書（様式第1号）
- (3) よっちゃばれサロン助成金事業申請団体名簿（様式第2号）
- (4) よっちゃばれサロン助成金事業活動予定表（様式第3号）

【交付決定】

第9条 前条の規定により申請があったときは、次の「審査時優先順位」に沿って、申請内容を審査し交付の可否を決定する。交付が決定した団体には、「よっちゃばれサロン助成金事業交付決定通知書（様式第4号）」を団体宛に発行する。また、上記書類を受領した団体は、「よっちゃばれサロン助成金事業交付請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）」及び団体名義預金通帳の表紙と表紙裏側の口座名義人名のカタカナ表記部分のコピーをそれぞれ期日までに中央市社会福祉協議会宛てに提出する。

[審査時優先順位]

1. 新規設立の団体
2. 公民館等身近な場所で定期的に集まり、交流を深める活動を目的とする団体
3. 子育て世代を中心とした多世代間の交流を生み出す活動を目的とする団体
4. ボランティアを目的とする団体
5. 趣味の集まりや健康増進を図ることなどを目的とした団体

【実績報告】

第10条 この事業の対象期間は、4月から翌年3月末までとし事業が完了した日の翌日から10日以内に、速やかに次の書類を社会福祉協議会に提出しなければならない。

また、定められた期日までに次の書類の提出がない場合は、翌年度の交付決定は取り消しとなる。なお、この事業に係る全ての報告がなされない場合や虚偽の報告、サロン以外に対する経費の執行など不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を求める。

- (1) よっちゃばれサロン助成金事業報告書（様式第6号）
- (2) よっちゃばれサロン助成金事業活動報告書（様式第7号）
- (3) よっちゃばれサロン助成金事業収支報告書（様式第8号）
- (4) 領収書の原本（重ならないようにA4用紙に貼付）
- (5) よっちゃばれサロン助成金事業活動写真（様式第9号）

※最低3枚を添付。1枚は会員全体の写真を含めること。

【その他】

第11条 これにない事例は、中央市社会福祉協議会会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

《別表1》（助成金対象経費項目）

- ・食糧費（お茶代・お弁当代・お菓子代等）
- ・消耗品費
- ・通信費（切手代）
- ・事務費（コピー代・ファイル代・チラシ作成費等）
- ・保険料（活動時のケガに対する補償）
- ・会場使用料（但し団体等の事務所の維持に係る経費は対象外）
- ・謝礼金

（地域の公民館以外を利用している団体は、謝礼金の費用は認めない。
また、自団体の会員が講師になる場合の謝礼金は対象外とする。）

上記に該当しない項目で不明な点は、中央市社会福祉協議会に相談してください。

《別表2》（具体的な対象内容例） ※あくまで一例です。

【居場所づくりの活動】

- お茶飲み会
- 食事会

【多世代間交流の活動】

- 親子サロン
- 読み聞かせ
- 餅つき大会

【ボランティアを目的とする活動】

- 地域の環境美化
- 支え合い活動

【創作活動や趣味の活動】

- 手芸教室
- 俳句の会

【外部講師による各種講座や勉強会】

- 英会話教室
- 健康体操教室